

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年11月18日
【事業年度】	第8期(自平成23年10月1日至平成24年9月30日)
【会社名】	株式会社ユーグレナ
【英訳名】	euglena Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 出雲 充
【本店の所在の場所】	東京都文京区本郷七丁目3番1号 東京大学本郷キャンパス内東京大学アントレプレナープラザ7階 (上記は登記上の本店所在地であり、研究開発以外の業務は「最寄りの 連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区後楽二丁目6番1号 飯田橋ファーストタワー31階
【電話番号】	03-5800-4907
【事務連絡者氏名】	取締役 経営戦略部長 永田 暁彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成24年12月25日に提出した第8期（自平成23年10月1日至平成24年9月30日）有価証券報告書の記載事項の一部をより具体的に説明するため、本訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

下線部_____は、訂正部分を示します。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

<訂正前>

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

(略)

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

A. 会社の機関の基本説明

(略)

a. 取締役会

(略)

b. 監査役会

当社は、監査役会制度を採用しております。当社の監査役3名は全て会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。1名の常勤監査役及び2名の非常勤監査役が監査役会を組織し、監査計画に基づく監査手続きを実施するとともに、取締役会他重要な会議に出席し、意見具申を行い、また会計監査人や内部監査担当と連携して、経営に対する適切な監視を実施しております。

B. 会社の機関・内部統制の関係

(当社のコーポレート・ガバナンスの模式図)

(略)

C. 会社の機関・内部統制システムの整備の状況

(略)

D．内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査につきましては、内部監査規程において内部監査担当を設置し、代表取締役社長直轄の内部監査担当者（人員2名）及び補佐役（人員2名）のもと、年間計画に基づき、全部門を対象に定期的に社内全部門の業務執行の状況を合法性、合理性の観点から業務監査を実施しており、内部監査の結果を取り纏めた報告書を代表取締役社長に提出しております。また被監査部門に対しては、当該報告書を提出するとともに改善の指示を行っております。被監査部門においては、改善要請のあった事項について、遅滞無く回答書を作成した上で改善し、内部監査の結果を業務改善に反映しております。

監査役3名はいずれも社外監査役であり、各監査役の役割分担を定めた上、それぞれ独立した立場で監査を行い、その結果を監査役会にて協議する形式をとっております。

その主な監査手法は会社の重要な書類の閲覧や取締役会、品質管理報告会等の重要な会議への出席、取締役からの経営方針聴取などであり、それぞれの視点から経営監視機能を十分に発揮でき、公正な監査を行う体制を整えております。

なお、監査役は監査を効率的に進めるため内部監査担当及び会計監査人から監査実施結果の報告を受ける等情報交換を密に行い、株主の負託に応え、会社の不祥事の防止と会社の健全で持続的な成長を支え、良質な企業統治体制確立の役割を担っております。

E．会計監査の状況

（略）

リスク管理体制の整備状況

（略）

社外取締役及び社外監査役

本書提出日現在において、当社は社外取締役を選任しておりませんが、社外監査役3名を選任することで、経営の意思決定機能を持つ取締役会に対し、牽制及び監視機能を強化しております。

社外監査役1名について、以下の当社株式のストック・オプションを所有しておりますが、その他社外監査役と当社との間に、人的及び資本的關係、取引關係その他利害關係はありません。

監査役 小林三郎 6,000株

取締役の定数

（略）

取締役の選任の決議要件

（略）

役員報酬の内容

当事業年度（平成24年9月期）における当社取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。

取締役の年間報酬総額 45,142千円（うち社外取締役 - 千円）

監査役の年間報酬総額 10,525千円（うち社外監査役 10,525千円）

（以下、～略）

<訂正後>

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

(略)

会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

A．会社の機関の基本説明

(略)

a．取締役会

(略)

b．監査役会

当社は、監査役会制度を採用しております。当社の監査役3名は全て会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。1名の常勤監査役及び2名の非常勤監査役が監査役会を組織し、監査計画に基づく監査手続きを実施するとともに、取締役会他重要な会議に出席し、意見具申を行い、また会計監査人や内部監査担当と連携して、経営に対する適切な監視を実施しております。

なお、木村忠昭氏は、公認会計士として長年の業務経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。

B．会社の機関・内部統制の関係

(当社のコーポレート・ガバナンスの模式図)

(略)

C．会社の機関・内部統制システムの整備の状況

(略)

D．内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査につきましては、内部監査規程において内部監査担当を設置し、代表取締役社長直轄の内部監査担当者(人員2名)及び補佐役(人員2名)のもと、年間計画に基づき、全部門を対象に定期的に社内全部門の業務執行の状況を合法性、合理性の観点から業務監査を実施しており、内部監査の結果を取り纏めた報告書を代表取締役社長に提出しております。また被監査部門に対しては、当該報告書を提出するとともに改善の指示を行っております。被監査部門においては、改善要請のあった事項について、遅滞無く回答書を作成した上で改善し、内部監査の結果を業務改善に反映しております。

監査役3名はいずれも社外監査役であり、各監査役の役割分担を定めた上、それぞれ独立した立場で監査を行い、その結果を監査役会にて協議する形式をとっております。

その主な監査手法は会社の重要な書類の閲覧や取締役会、品質管理報告会等の重要な会議への出席、取締役からの経営方針聴取などであり、それぞれの視点から経営監視機能を十分に発揮でき、公正な監査を行う体制を整えております。

なお、監査役は監査を効率的に進めるため内部監査担当及び会計監査人から監査実施結果の報告を受ける等情報交換を密に行い、株主の負託に応え、会社の不祥事の防止と会社の健全で持続的な成長を支え、良質な企業統治体制確立の役割を担っております。

また、内部統制部門である総務人事部は、内部監査担当、監査役会及び会計監査人とそれぞれ緊密な関係を保持するとともに、三様監査ミーティングの事務局として企業統治体制の中核を担っております。

E. 会計監査の状況

(略)

リスク管理体制の整備状況

(略)

社外取締役及び社外監査役

本書提出日現在において、当社は社外取締役を選任しておりませんが、社外監査役3名を選任することで、経営の意思決定機能を持つ取締役会に対し、牽制及び監視機能を強化しております。

社外監査役1名について、以下の当社株式のストック・オプションを所有しておりますが、その他社外監査役と当社との間に、人的及び資本的関係、取引関係その他利害関係はありません。

監査役 小林三郎 6,000株

当社においては、社外取締役又は社外監査役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、独立性を重視した選任を行っております。

取締役の定数

(略)

取締役の選任の決議要件

(略)

役員報酬の内容

A. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

当事業年度(平成24年9月期)における当社取締役及び監査役に対する役員報酬は基本報酬のみであり、以下のとおりであります。

取締役5名の年間報酬総額	45,142千円(うち社外取締役	-千円)
監査役3名の年間報酬総額	10,525千円(うち社外監査役	10,525千円)

B. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社においては、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めておりませんが、取締役においては会社業績及び部門業績を、監査役においては勤務日数を重視し、報酬等の額を決定しております。

(以下、～略)